

○会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金交付要綱

平成31年3月22日告示第50号

改正

令和元年11月29日告示第48号

令和2年1月28日告示第9号

令和4年3月30日告示第75号

会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町に居住している若者の定住を促進し、地域活性化を図ることを目的として、本町に定住するため自ら居住する住宅を取得する者に対して、予算の範囲内で会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 基準日において満40歳未満である者。夫婦の場合は、いずれかが満40歳未満であることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、浴室、便所及び台所を備える住宅をいう。ただし、併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1以上あるものをいう。
- (3) 新築 住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令において適法な住宅を建てることをいう。
- (4) 中古住宅 会津美里町空き家・空き地バンク実施要綱（平成29年会津美里町告示第41号）の会津美里町空き家・空き地バンク登録台帳（様式第3号）に登録されている居住の用に供する住宅をいう。
- (5) 取得 住宅を自己の居住の用に供するため、適正な対価を支払って住宅を新築すること又は建売販売住宅又は中古住宅を購入し、不動産登記法第3条第1号の所有権保存登記を完了したものをいう。
- (6) 基準日 住宅取得に係る契約日をいう。
- (7) 町内建築事業者 本町内に本店又は支店を有する法人若しくは本町内に主たる事業所を有する個人の事業者をいう。
- (8) 多世代同居 祖父母（どちらか一方を含む。曾祖父母も含む）、父母（どちらか一方を含む）及び子ども（1人以上）の三世代以上が同一の住宅に居住すること。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、基準日において本町に住所を有する若者で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に住宅の取得に係る契約を締結し、住宅を取得すること。
- (2) 取得した住宅が共有名義の場合は、若者の持分が2分の1以上であること。
- (3) 取得した住宅に10年以上居住する意思があること。
- (4) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、町税等を滞納していないこと。

(5) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、会津美里町暴力団排除条例（平成24年会津美里町条例第11号）に規定する暴力団員等でない者。

(6) 2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうちの1人とする。

2 前項の規定に関わらず、所有する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴い新築住宅を取得した場合は、補助金交付対象者とししない。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、住宅を取得するために要した経費とし、次の経費を除いたものとする。ただし、取得した住宅が共有名義の場合は、若者の持分にかかる経費に限る。

(1) 土地取得費

(2) 外構工事等に要する経費

(3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、基本補助金の額及び加算補助金の額の合計額とし、同一世帯又は同一人に対して50万円を上限とする。

2 基本補助金の額は30万円とする。

3 町内建築事業者に請け負わせた場合は10万円を加算して補助する。

4 多世代同居の場合は10万円を加算して補助する。

5 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）とする。

6 この補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による申請書は、会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、基準日から起算して12か月以内に町長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項の規定に関わらず、申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し

(2) 居住部分の面積が確認できる図面（平面図等）

(3) 定住誓約書（様式第2号）

(4) 代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第3号）

(5) 世帯全員の住民票の写し

(6) 世帯全員の納税証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、規則第7条に関わらず会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、規則第6条第1項の規定に基づき変更の承認を受けようとする場合は、規則第7条に関わらず会津美里町若者定住住宅取得支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなけ

ればならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の100分の20以内の変更をすることとする。

(申請を取り下げることができる期日)

- 第9条** 規則第9条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告書)

- 第10条** 規則第14条の規定による実績報告は、会津美里町若者定住住宅取得支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる関係書類を添付して、住宅を取得し、かつ入居が完了した日から3箇月を経過する日までにを行うものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 取得に要した費用が確認できる書類(請求書、領収書等)
- (4) 補助対象住宅の写真
- (5) 住民基本台帳確認同意書(様式第7号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合は、規則第15条によるほか、会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- 3 町長は、前項の審査に際して申請書の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(繰越承認申請)

- 第11条** 交付決定者は、会津美里町若者定住住宅取得支援事業が年度内に完了しがたいと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、会津美里町若者定住住宅取得支援事業繰越承認申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

- 第12条** 町長は、規則第18条及び第19条によるほか交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助金の交付の決定を取り消すことができ、既に支払った補助金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を受けた者が住宅の取得の日から10年未満でその住宅を取壊し、貸与又は譲渡したとき。
- (3) 補助金を受けた者が住宅の取得の日から10年未満で転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情により、世帯の一部が転出した場合を除く。
- (4) その他、町長が不適当と認めたとき。

- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条** 町長は、規則第19条の規定により返還を命ずるときは、会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により、当該補助金の交付決定者に通知するものとする。

2 前条の規定により補助金の返還を命じる金額は、住宅取得後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内のときは、補助金の全額
- (2) 1年を越え2年以内のときは、補助金の10分の9の額
- (3) 2年を越え3年以内のときは、補助金の10分の8の額
- (4) 3年を越え4年以内のときは、補助金の10分の7の額
- (5) 4年を越え5年以内のときは、補助金の10分の6の額
- (6) 5年を越え6年以内のときは、補助金の10分の5の額
- (7) 6年を越え7年以内のときは、補助金の10分の4の額
- (8) 7年を越え8年以内のときは、補助金の10分の3の額
- (9) 8年を越え9年以内のときは、補助金の10分の2の額
- (10) 9年を越え10年以内のときは、補助金の10分の1の額

3 前項の規定により返還の請求を受けた交付決定者は、当該請求額を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(有効期限)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年11月29日告示第48号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の適用の際、現にあるこの要綱の改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和2年1月28日告示第9号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の適用の際、現にこの要綱による改正前の会津美里町若者定住新築住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により行われている補助金の交付申請については、新会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により行われている補助金の交付申請とみなして、これらの規定を適用する。
- 3 この要綱の適用の際、現にあるこの要綱の改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第75号）
この要綱は、令和4年3月30日から施行する。